

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">林業・木材産業改善資金助成法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材</p> | <p style="text-align: center;">林業改善資金助成法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として自主的に林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを促進し、並びに青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となることを助長するため、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善</p> |

産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 立木の取得に必要な資金

四 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

2 この法律において「木材産業」とは、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業をいう。

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」とい

を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式（当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む。）を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「新林業部門導入資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「林業労働福祉施設資金」とは、林業労働に係る労働災害を防止し、又は林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「青年林業者等養成確保資金」とは、青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な林業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成するのに必要な資金（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十五条第一項の林業就業促進資金を除く。）で政令で定めるものをいう。

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」とい）。に対する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉

う。()に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2| 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。

一 農林中央金庫

二 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第二項第一号の事業を行う森林組合で政令で定めるもの

三 森林組合法第一百一条第三号の事業を行う森林組合同連合会

四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第一項第二号の事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組合同連合会

六 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3| 第一項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)(一)

施設資金又は青年林業者等養成確保資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2| 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)(一)

林業従事者等」ことの限度額は、農林水産省令で定める。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 林業・木材産業改善措置の目標
- 二 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期
- 三 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その

林業従事者等」ことの限度額は、林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、農林水産省令で定める。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(貸付けの申請)

第七条 第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行うものとする。

(貸付けを行う場合)

第八条 林業生産高度化資金の貸付けは、その申請者(その者が団体であ

申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

（融資機関が行う貸付け）

第十二条 都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

2| 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第

る場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）が申請に係る林業生産高度化資金をもつて林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式又は当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を導入することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

2| 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

3| 林業労働福祉施設資金の貸付けは、その申請者が申請に係る林業労働福祉施設資金をもつて林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することにより林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を図るための改善措置を講ずる見込みがある場合に限り、行うものとする。

4| 青年林業者等養成確保資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の林業経営に係る林業労働に従事する者が申請に係る青年林業者等養成確保資金をもつて近代的な林業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成することにより近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、行うものとする。

二項の林業・木材産業改善資金の貸付けについて、第九条から前条までの規定は融資機関について準用する。

(特別会計)

第十三条 都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項及び第二項の規定による国からの補助金、貸付金及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金(以下「貸付金等」という。)の償還金(第十一条の規定による違約金を含む。)並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項及び第二項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組合法第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる。

2 (略)

(補助金の額)

第十五条 政府が第三条第一項及び第二項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に

(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる。

2 (略)

(補助金の額)

第十四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金

繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第十六条 都道府県は、第三条第一項及び第二項に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

(農林漁業信用基金による債務の保証)

第十七条 農林漁業信用基金は、農林漁業信用基金に出資している次に掲げる者(その者が第二号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐる第一号に掲げる者を含む。)が、この法律の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる。

- 一 木材卸売業又は木材市場業を営む者で政令で定めるもの
- 二 前号に掲げる者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合

額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（林業経営改善計画）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項第一号若しくは第二号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。</p> <p>4（略）</p> <p>（農林漁業信用基金の特例等）</p> <p>第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）又は第四条第一項若しくは第二項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第三項第二号の措置</p> | <p>（林業経営改善計画）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項第一号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。</p> <p>4（略）</p> <p>（農林漁業信用基金の特例等）</p> <p>第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第四条第一項又は第二項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し</p> |

を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(都道府県の特別会計)

第八条 第六条第一項第二号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合において、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第九条 林業・木材産業改善資金助成法第一条第一項の林業・木材産業改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

付けること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(都道府県の特別会計)

第八条 第六条第一項第二号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(林業改善資金助成法の特例)

第九条 林業改善資金助成法第二条第二項の新林業部門導入資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一借主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（目的）</p> <p>第一条 農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務）</p> <p>第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 三の二 （略）</p> <p>四 次条及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十号）第十七条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>五 九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（監督）</p> <p>第四十四条 （略）</p> | <p>（目的）</p> <p>第一条 農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務）</p> <p>第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 三の二 （略）</p> <p>四 次条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>五 九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（監督）</p> <p>第四十四条 （略）</p> |

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務に
関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に
関し報告をさせ、又はその職員に、信用基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に
関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3・4 (略)

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務に
関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に
関し報告をさせ、又はその職員に、信用基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に
関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3・4 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（信用基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十号）（第十七条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告及び検査）</p> | <p>（信用基金の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告及び検査）</p> |

第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3（略）

附則

（林業・木材産業改善資金助成法の一部改正）

第六条の二 林業・木材産業改善資金助成法の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第十条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを、「（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）」に改め、同条第一項中「農林漁業信用基金（）」を「独立行政法人農林漁業信用基金（）」に、「農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条」に改め、同項第三号中「農林漁業信用基金法第二百二十八号」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3（略）

附則

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第十条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを、「（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）」に改め、同条第一項中「農林漁業信用基金（）」を「独立行政法人農林漁業信用基金（）」に、「農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条」に改め、同項第三号中「農林漁業信用基金法第二百二十八号」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | | | |
|-----|-----|---|-----|-----|
| (略) | (略) | 第十七条第一項 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | 第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | 第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務 | (略) | (略) |

第七条を次のように改める。

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | | | |
|-----|-----|--|-----|-----|
| (略) | (略) | 第十七条第一項 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | 第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | 第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第二号に掲げる業務 | (略) | (略) |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（林業・木材産業改善資金助成法の特例）</p> <p>第七条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号） 第二条第一項の林業・木材産業改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が認定計画に従つて改善措置を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。</p> <p>（都道府県の特別会計）</p> <p>第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。</p> | <p>（林業改善資金助成法の特例）</p> <p>第七条 林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号） 第二条第三項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が認定計画に従つて改善措置を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。</p> <p>2 前項の資金の一認定事業主ことこの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。</p> <p>（都道府県の特別会計）</p> <p>第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六十四（略）</p> <p>六十五 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。</p> <p>六十六 八十七（略）</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六十四（略）</p> <p>六十五 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業改善資金の貸付けについての助成に関すること。</p> <p>六十六 八十七（略）</p> |